

令和5年3月29日

臼杵市教育委員会告示第1号

臼杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、少子化により児童、生徒が減少し、学校の小規模化が進む中で、臼杵の子どもたちにとってより良い教育環境を将来にわたって持続することが可能となるよう、臼杵市公立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、臼杵市総合計画等に定める本市における学校教育の理想像を基に、次の各号に掲げる事項について協議検討を行う。

- （1） 臼杵市公立学校のあり方に関する基本指針及び基本方針に関すること。
- （2） 臼杵市公立学校のあり方に関する基本計画に関すること。
- （3） 前2号に定めるもののほか、公立学校のあり方に関し、教育委員会が検討委員会の意見を聴く必要があると認めること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、学識経験者、住民、教職員のうちから、教育委員会が選任し、及び委嘱する。

3 前項に定める者のほか、議事の内容に応じて、教育委員会が必要と認める職員を、委員に任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から令和8年3月31日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、出席者の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に必要な職員等の出席を求めることができる。
- 4 委員長は、会議の審議事項のうち軽微又は緊急を要すると認めるものについては、書面で委員に回議することにより、会議に代えることができる。
- 5 委員長は、専門分野における助言を求めるため、会議にオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和令和7年3月26日告示第3号)

この告示は、公示の日から施行する。